

地方公務員法の改正に伴う定年延長制度の概要

項目	内容
1 定年年齢引上げ	○ 令和5年度から2年度ごとに、定年年齢を1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年度からは65歳定年年齢とする。
2 暫定再任用制度	○ 定年年齢が段階的に65歳となるまでの間は、暫定的に再任用制度を存続する。(令和13年度をもって終了する。) ○ 勤務時間、給料月額等の勤務条件は現行の再任用制度と同様とする。
3 定年前再任用短時間勤務	○ 60歳を超えて定年退職日前に退職した職員を、本人が希望する場合は、4月1日から本来の定年退職日に相当する日までを任用期間とし、定年前再任用短時間勤務職員として採用する。 ○ 勤務時間、給料月額等の勤務条件は現在の再任用短時間勤務制度を引き継ぐものとして設定する。
4 60歳に達する年度の翌年度以後の給与	○ 当分の間、職員の給料月額は、職員が60歳に達した後の最初の4月1日以後、前日の3月31日に適用されていた給料月額の7割水準とする。
5 管理監督職勤務上限年齢制(役職定年制)	○ 役職定年は60歳とし、管理職の職員は、60歳に達した日以後の最初の4月1日から非管理職に降任するものとする。 ○ 役職定年における管理職の降任先の職は、原則、副主幹職とし、管理職の職員として培ったマネジメント力や経験等が活用できる専門的分野、管理職の補佐、後進の育成を図ることなどに配慮した人事配置に努める。 ○ 役職定年による降任後の給料月額は、当分の間、降格により決定された給料月額(60歳に達した年度の3月31日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額がないときは、直近下位の号給))の7割水準の額に、当該額と60歳に達した年度の3月31日にその者に適用されていた給料月額の7割水準の差額(調整額)を加えた額とする。
6 情報提供及び意思の確認	○ 59歳に達する年度にある職員に、61歳に達する年度以後の給料、退職手当、役職定年制、定年前再任用短時間勤務制度等の情報を提供し、勤務意思の確認を行う。 ○ 当該職員が60歳に達する年度においても、再度の勤務意思の確認を行うものとする。

定年年齢の段階的引上げ

年度→	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)
定年年齢→	定年60歳	定年61歳	定年62歳	定年63歳	定年64歳	定年64歳	定年64歳	定年64歳	定年64歳	定年64歳	定年65歳
生年月日↓	R5.3.31 退職	退職者なし	R7.3.31 退職	退職者なし	R9.3.31 退職	退職者なし	R11.3.31 退職	退職者なし	R13.3.31 退職	退職者なし	R15.3.31 退職
S37年度生まれ S37.4.2生 ~ S38.4.1生	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳					
S38年度生まれ S38.4.2生 ~ S39.4.1生	定年退職			暫定再任用							
S39年度生まれ S39.4.2生 ~ S40.4.1生	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳				
S40年度生まれ S40.4.2生 ~ S41.4.1生	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳			
S41年度生まれ S41.4.2生 ~ S42.4.1生	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳		
S42年度生まれ S42.4.2生 ~ S43.4.1生	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	定年退職

定年前再任用短時間勤務が可能

※暫定再任用制度について

定年が段階的に引き上げられる経過期間において、65歳まで再任用できるよう、現行の再任用制度と同様の仕組みを措置する。

定年延長に伴う関係条例一覧

	条例名	種別	主な改正等の内容
1	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例	改正	再任用制度の廃止に伴い、地方公務員法から引用する条項番号を削除するほか、派遣することができない職員として、役職定年の適用を延長された管理職を追加する。
2	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例	改正	再任用制度の廃止に伴い、地方公務員法から引用する条項番号を削除するほか、派遣することができない職員として、役職定年の適用を延長された管理職を追加する。
3	成田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	改正	再任用制度の廃止に伴い、地方公務員法から引用する条項番号を改める。
4	職員の分限に関する手続及び効果に関する条例	改正	役職定年で降任となる処分及び60歳を超える職員の給料月額を7割水準とする降給の処分について、処分の事由を記載した説明書の交付を除外する規定を追加する。
5	成田市職員の定年等に関する条例	改正	定年年齢を65歳に引き上げること、役職定年を60歳とすること、定年前再任用短時間勤務制を導入すること並びに情報の提供及び勤務の意思を確認することに関し、必要な事項を定める。
6	職員の懲戒の手続及び効果に関する条例	改正	給料月額7割措置の適用に伴い、減給の懲戒処分の発令時の給料月額と減額時の給料月額が異なる場合の取扱いについて、規定を追加する。
7	成田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例	改正	再任用制度の廃止及び定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、地方公務員法から引用する条項番号及び文言を改める。
8	成田市職員の育児休業等に関する条例	改正	再任用制度の廃止及び定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、地方公務員法から引用する条項番号及び文言を改めるほか、育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員として、役職定年の適用を延長された管理職を追加する。
9	一般職職員の給与に関する条例	改正	60歳を超える職員の給料月額を7割水準とする給与の取扱いの規定の追加並びに再任用制度の廃止及び定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、給料月額の規定を改める。
10	成田市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例	改正	再任用制度の廃止及び定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、地方公務員法から引用する条項番号を改める。
11	成田市職員の再任用に関する条例	廃止	定年年齢の引上げに伴い、現行の再任用制度を廃止する。